



JASDAQ

2012年4月5日

各 位

会 社 名 マックスバリュ九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 英二
(JASDAQ・コード 3171)
問合せ先
役職・氏名 取締役経理本部長 赤木 正彦
電話092-433-1228

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年4月5日開催の取締役会において、2012年5月11日開催予定の第10期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期及び定款の一部の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在 毎年2月20日

変更後 毎年2月末日

同決算期変更に伴い第11期は、2012年2月21日から2013年2月28日までの12ヶ月8日間の変則決算となる予定です。

2. 定款変更の目的

(1) 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年2月末日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当会社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款第12条(基準日)、第38条(事業年度)、第40条(剰余金配当の基準日)につき、所要の変更を行い、また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) その他条文の並びの入れ替えおよび字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年5月11日

定款の効力発生日 2012年5月11日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会の開催地は福岡市またはその<u>周辺</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>2. 株主総会の開催地は福岡市またはその<u>隣接地</u>とする。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月<u>20</u>日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月<u>末</u>日とする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行なう</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行なう</u>。</p>	<p>第14条 (現行通り)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p>
<p>第16条 ～ (条文省略)</p> <p>第19条</p>	<p>第16条 ～ (現行通り)</p> <p>第19条</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、代表取締役がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および監査役に対して会日の3日以前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって決する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 (現行通り)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ (条文省略)</p> <p>第32条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ (現行通り)</p> <p>第32条</p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第37条 (現行通り)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとする。</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>第39条 (現行通り)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>第41条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>第38条(事業年度)の規定にかかわらず第11期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第40条(剰余金配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第11期事業年度の中間配当の基準日は8月20日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、第11期事業年度終了後にこれを削除するものとする。</u></p>